

別紙様式第7号（第19条第2項関係）

第 期 [年 月 日から 年 月 日まで] 附属明細書

年 月 日作成 住 所

年 月 日備付 株式会社 銀行

代表取締役 氏 名 印

（記載上の注意）

- 1 委員会設置会社にあつては、提出者欄の「代表取締役」を「代表執行役」に改めて記載すること。
 - 2 この様式中に記載する金額、件数及び株数は、この様式中で指定された単位で記載し、当該単位未満は切り捨てること。
 - 3 この様式中に記載する構成比率、増減率その他の比率は、小数点第3位以下を切り捨て小数点第2位までを記載すること。
 - 4 当該事業年度の末日において公開会社でない長期信用銀行は、「2 事業報告に関する事項」については、記載を省略することができるものとする。ただし、当該事項については、業務報告書に追加して記載すること。
- 1 計算書類に関する事項
- (1) 有形固定資産及び無形固定資産

（単位：百万円）

資産の種類	当期首 残高	当期増 加額	当期減 少額	当期償 却額	当期末 残高	減価償 却累計 額	償却累 計率
有形固定資産 建物 土地 建設仮勘定 その他の有 形固定資産							%
有形固定資産 計							
無形固定資産 ソフトウェア のれん その他の無 形固定資産							
無形固定資産 計							

（記載上の注意）

- 1 資産の種類については、重要性に応じて適宜区分して記載すること。
- 2 当事業年度の減損損失の金額は「当期減少額」の欄に括弧内書として記載

し、「当期末残高」の欄は減損損失控除後の金額を記載すること。

- 3 償却累計率は、取得価額に対する減価償却累計額と減損損失累計額の合計額の割合を記載すること。

(2) 引当金

(単位：百万円)

区 分	当期首 残高	当期増 加額	当期減少額		当期末 残高	計上理由及び算 定方法
			目 使	的 用 その他		
貸倒引当金						
計						

(記載上の注意)

- 1 計上理由及び算定方法については、貸借対照表に注記したものを省略することができる。
- 2 前期末及び当期末貸借対照表に計上されている引当金（退職給付引当金を除く。）及び財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等第54条の2第1項に規定する準備金等（以下「引当金等」という。）について、各引当金等の設置目的ごとの科目の区分により設置すること。
- 3 「当期減少額」欄のうち「目的使用」欄には、各引当金の設置目的である支出の事実の発生があつたことによる取崩額を記載すること。
- 4 「当期減少額」欄のうち「その他」欄には目的使用以外の理由による減少額を記載し、減少の理由を注記すること。

(3) 営業経費

(単位：百万円)

区 分	金 額
給 料 ・ 手 当	
退 職 給 付 費 用	
福 利 厚 生 費	
減 価 償 却 費	
無 形 固 定 資 産 償 却	
土 地 建 物 機 械 賃 借 料	

営 繕 費	
消 耗 品 費	
給 水 光 熱 費	
旅 費	
通 信 費	
広 告 宣 伝 費	
諸会費・寄付金・交際費	
租 税 公 課	
そ の 他	
計	

(記載上の注意)

監査役（委員会設置会社にあつては、監査委員）が監査をするについて、参考となるように記載すること。

(4) その他の重要な事項

(記載上の注意)

その他計算書類の内容を補足するために必要な事項は、その項目を掲げて記載すること。

2 事業報告に関する事項

(1) 会社役員の兼務の状況

区 分	氏 名	兼務会社名	役 職	摘 要

(記載上の注意)

- 1 本表における「会社役員」とは、取締役、監査役及び執行役をいい、会計参与を含まない。
- 2 取締役又は執行役については、他の会社の業務執行取締役、執行役、業務を執行する社員、又は会社法第598条第1項の職務を行うべき者を兼ねる者の兼務の状況（重要でないものを除く。）を記載すること。また、長期信用銀行法第17条において準用する銀行法第7条第1項の規定に基づき金融庁長官の認可を受けている場合には、その旨を摘要欄に記載すること。

3 監査役については、他の会社の業務執行取締役、執行役、業務を執行する社員、又は会社法第598条第1項の職務を行うべき者を兼ねる者の兼務の状況（重要でないものを除く。）を記載すること。

4 兼務する他の会社が金融業を営む場合には、その旨を摘要欄に記載すること。

(2) 当行と会社役員（又は支配株主）との利益が相反する取引

（単位：百万円）

役 名	氏 名	職 業	貸出金残 高	当期増減 (△) 高	債務の保 証又は裏 書	当期増減 (△) 高

（記載上の注意）

1 第三者との取引であつて、長期信用銀行と会社役員又は支配株主との利益が相反する重要な取引について記載すること。長期信用銀行と会社役員との利益が相反するものについては、当該会社役員の役名及び氏名を掲記し、その下に当該第三者の氏名又は名称及びその者との間の取引額を行を改めて記載すること。

2 「支配株主」とは、長期信用銀行の総株主の議決権の過半数を有する株主（長期信用銀行の親会社を含む。）をいう。ただし、この場合の議決権には、会社役員（執行役員を除く。）の選任及び定款の変更に関する議案の全部につき株主総会において議決権を行使することができない株式に係る議決権の数を除く。

3 貸出金については、総合口座取引における当座貸越及び預金又は長期信用銀行債等（預金保険法第2条第2項第5号に規定する長期信用銀行債等をいう。以下同じ。）を担保とする貸付金（担保とされた預金及び長期信用銀行債等の総額を超えないものに限る。）を除いて記載すること。

(3) その他の重要な事項

（記載上の注意）

その他事業報告の内容を補足するために必要な事項は、その項目を掲げて記載すること。